

3-④ 外部の有識者等からなる附属機関，調査機関等の設置

検討趣旨	<p>外部の有識者等で構成する組織に市会として諮問を行い，答申を受けることにより，その時々で必要な専門的な知識・識見を得ることができることとするため，外部の有識者等からなる「附属機関，調査機関等」の設置について検討する。</p>
これまでの経過及び現状	<p>「附属機関，調査機関等」は，議会の諸活動のため，又はそれらの活動に伴い必要な審査，諮問，調査等を行うことを職務とする機関である。</p> <p>地方自治法は，「普通地方公共団体は，法律又は条例の定めるところにより，<u>執行機関の附属機関</u>として自治紛争処理委員，審査会，審議会，調査会その他の調停，審査，諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と定めているが（第138条の4第3項），議会に附属機関を置くことができるとする規定は設けていない。</p> <p>議会に附属機関を設置することについては，総務省は，「議会は，合議制の議事機関であり，その構成員である議員自ら多様な意見を議会に反映させる責務を負っているものであり，その機能を附属機関に委ねるのは適当ではない。」等の理由により否定的な見解を示している。</p> <p>本市会においては，京都市会情報公開条例に基づき，公文書の公開決定等に係る不服申立てについて，議長からの諮問に応じる第三者機関として平成23年3月末まで「京都市会情報公開審査会」を設置していた事例がある。（なお，「京都市会議員政治倫理条例」において，議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について，調査等を行うために置くことができる「京都市会議員政治倫理審査会」には，議員以外に学識経験者等を委員とすることができるので，これも「附属機関，調査機関等」の一種とみなすことができる。）</p> <p>他の政令市の議会においては，川崎市，さいたま市，新潟市，名古屋市及び広島市の議会基本条例において，議会が学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができることが規定されている。</p> <p>三重県議会においては，議会基本条例において，議会に附属機関又は調査機関を設置することができることを規定しており，実際に設置事例もある。</p>
参 考	<p>【他都市の状況】</p> <p>○三重県</p> <p>三重県議会においては，「附属機関」は，議会活動に関し，審査，諮問又は調査のため設置するものとし，「調査機関」は，県政の課題に関する調査のために設置するとしている。</p> <p>三重県議会議会改革諮問会議（附属機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者等の第三者により，県議会の活動を評価してもらい，更に改善・改革する仕組みとして設置された。

- ・ 委員は5名（大学教授3名，NPO政策研究所専務理事1名，元三重県議会議長1名）。
- ・ 平成21年10月から平成22年12月まで，全7回諮問会議が開かれ，第1次答申，最終答申が出された。

財政問題調査会（調査機関）

- ・ 議会における財政の監視機能，提言機能の強化に向け，県財政にかかわる問題点とその対応方策等について調査を行う。
- ・ 委員は2名（大学教授）。
- ・ 平成20年9月から12月まで会議が開かれ，第1次答申，第2次答申が出された。
- ・ 委員の任期は，平成23年3月まで。

議員報酬等に関する在り方調査会（調査機関）

- ・ 議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方について調査を行う。
- ・ 委員は5名（大学教授2名，新聞社編集委員，経営者協会会長，日本労働組合連合会副事務局長）。
- ・ 平成23年8月から5回会合を開催。委員の任期は，平成24年6月まで。

【根拠法令】

○三重県議会基本条例

第12条 議会は，議会活動に関し，審査，諮問又は調査のため必要があると認めるときは，別に条例で定めるところにより，附属機関を設置することができる。

第13条 議会は，県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは，議決により，学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は，必要があると認めるときは，前項の調査機関に，議員を構成員として加えることができる。